

# 平成25年度第1回東京都北区環境審議会次第

日時：平成25年9月11日（水）午後2時～  
場所：滝野川会館 5階 小ホール

## 【次 第】

- 1 開 会
- 2 委員・事務局紹介
- 3 会長・副会長選出
- 4 議 事
  - (1) 北区環境基本計画の改定について
  - (2) 緑の創出に向けた緑化基準の改正について
  - (3) その他
- 5 閉 会

## 【配布資料】

- 次第（本紙）
- 座席表
- 委員名簿

### ●議事（1）関係

- 諮問文
- 各専門部会の構成メンバー（案）
- 資料1 環境基本計画改定の進め方
- 資料2 専門部会の設置
- 資料3 基本的事項
- 資料4 北区の地域特性
- 資料5 意識調査のスケジュール、方法
- 参考資料1 関連計画の位置づけ
- 参考資料2 国及び東京都の動向
- 参考資料3 北区環境方針
- 参考資料4 北区環境基本計画の改定に関する区民意識調査アンケート調査票
- 参考資料5 北区環境基本計画の改定に関する事業者意識調査アンケート調査票
- 参考資料6 東京都北区環境基本条例
- 参考資料7 東京都北区環境審議会規則

### ●議事（2）関係

- 資料6 緑の創出に向けた緑化基準の改正について

※資料1～6、及び、参考資料1～3、6、7は事前配布資料になります。

# 平成25年度第1回東京都北区環境審議会座席表

H25.9.11  
滝野川会館5階小ホール

つちや のぶひさ  
土屋 伸久  
生活環境部 副参事  
(地域美化・みどり担当)

みやうち としみち  
宮内 利通  
生活環境部長

いながき しげたか  
稲垣 茂孝  
環境課長



トライネットワーク

こやま ふみひろ  
小山 文大

あかえ なつ  
赤江 なつ

区民生活委員会副委員長

公募区民

ひろの かなめ  
広野 要

やおかわ たかし  
八百川 孝

区民生活委員会委員長

公募区民

あきやま かおり  
秋山 香織

かみかわ あきら  
上川 晃

区議会副議長

千葉大学大学院園芸学研究科

やない しげと  
柳井 重人

とえだ たいこう  
戸枝 大幸

区議会議長

学習院女子大学環境教育センター

しながわ あきら  
品川 明

きしだ たつお  
岸田 辰夫

(一社)北産業連合会

東京大学名誉教授

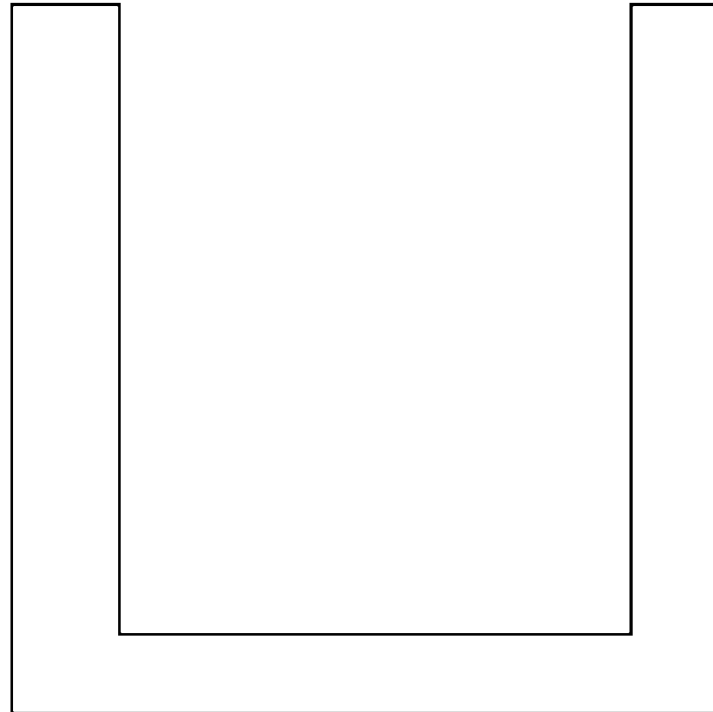
まきで よしひろ  
巻出 義紘

おばな ひでお  
尾花 秀雄

北区商店街連合会

(一社)環境情報科学センター

まるた よりかず  
丸田 頼一



会長

## 平成25年度東京都北区環境審議会委員名簿

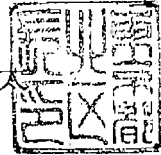
		氏 名	(ふりがな)	所 属	備 考
学識経験者 六人					
	学識経験者	丸田 頼一	(まるた よりかず)	一般社団法人 環境情報科学センター 理事長	千葉大学名誉教授
	学識経験者	細見 正明	(ほそみ まさあき)	東京農工大学大学院 工学研究院 教授	
	学識経験者	巻出 義紘	(まきで よしひろ)	東京大学名誉教授	
	学識経験者	品川 明	(しながわ あきら)	学習院女子大学 環境教育センター 教授	
	学識経験者	柳井 重人	(やない しげと)	千葉大学大学院 園芸学研究科 准教授	
	学識経験者	吉川 正人	(よしかわ まさと)	東京農工大学大学院 農学府 助教	
区民、事業者、及び民間団体 七人					
	公募区民	秋山 香織	(あきやま かおり)		
	公募区民	広野 要	(ひろの かなめ)		
	区民	齋藤 邦彦	(さいとう くにひこ)	北区町会自治会連合会 会長	
	民間団体	小山 文大	(こやま ふみひろ)	トライネットワーク	
	民間団体	原 芳子	(はら よしこ)	北区グリーンクラブ 会長	
	事業者	尾花 秀雄	(おばな ひでお)	北区商店街連合会 会長	
	事業者	岸田 辰夫	(きしだ たつお)	一般社団法人 北産業連合会 顧問	
区議会議員 四人					
	区議会	戸枝 大幸	(とえだ たいこう)	議長	
	区議会	上川 晃	(かみかわ あきら)	副議長	
	区議会	八百川 孝	(やおかわ たかし)	区民生活委員会 委員長	
	区議会	赤江 なつ	(あかえ なつ)	区民生活委員会 副委員長	
事務局					
	区職員	宮内 利通	(みやうち としみち)	生活環境部長	
	区職員	稲垣 茂孝	(いながき しげたか)	生活環境部環境課長	
	区職員	土屋 伸久	(つちや のぶひさ)	生活環境部副参事(地域美化・みどり担当)	



25 北環環第 2204 号  
平成 25 年 9 月 11 日

東京都北区環境審議会 会長 殿

東京都北区長 花川 與 惣



北区環境基本計画の改定について（諮問）

東京都北区環境基本条例第二十五条の規定に基づき、標記の件について  
下記のとおり諮問します。

記

1 諮問

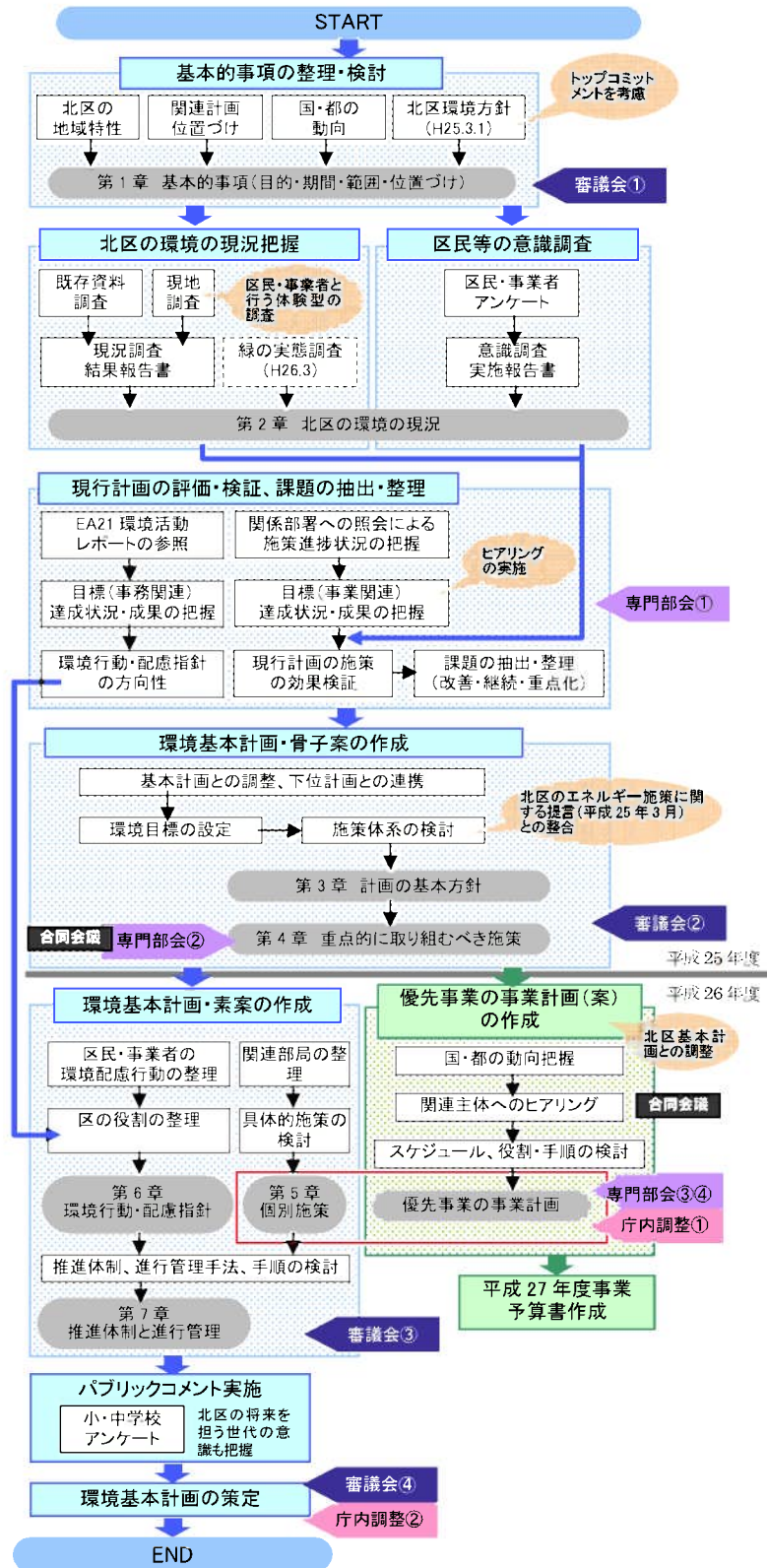
「北区環境基本計画」の改定について

## 各専門部会の構成メンバー（案）

専門部会のメンバーは、下記のとおり構成します。

テーマ	委員氏名		所 属
低炭素・循環	会長	巻出 義紘	東京大学名誉教授
	委員	尾花 秀雄	北区商店街連合会
		齊藤 邦彦	北区町会・自治会連合会
		秋山 香織	公募区民
	臨時委員	学識経験者	
		電気・ガス事業者	
	事務局	横尾 政弘	総務部営繕課長
根本 信男		生活環境部リサイクル清掃課	
合計 7 名			
自然共生	会長	柳井 重人	千葉大学大学院園芸学研究科准教授
	委員	吉川 正人	東京農工大学大学院農学府助教 (自然環境保全学専攻)
		原 芳子	北区グリーンクラブ(緑化活動団体)
		小山 文大	トライネットワーク(環境教育活動団体)
	事務局	浅川 謙治	まちづくり部都市計画課長
		橋本 昌和	まちづくり部まちづくり推進課長
		佐藤 信夫	まちづくり部道路公園課長
合計 4 名			
くらし・環境経営	会長	品川 明	学習院女子大学教授(国際文化交流学部日本文化学科環境教育センター)
	委員	広野 要	公募区民
		岸田 辰夫	北産業連合会
	臨時委員	学識経験者	
	事務局	伊藤 元司	地域振興部産業振興課長
		茅原 直樹	教育委員会事務局教育指導課長
合計 4 名			

## 環境基本計画改定の進め方



# 改定スケジュール

検討項目	平成25年度									平成26年度											
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
(0) 計画準備	■																				
(1) 基本的事項の整理・検討	■																				
(2) 北区の環境の現況把握		■	■	■	■																
(3) 区民等の意識調査の実施		■	■	■	■																
(4) 現行計画の評価、検証、課題の抽出・整理			■	■	■																
(5) 環境基本計画・骨子案の作成				■	■	■	■	■	■	■											
(6) 優先事業の事業計画(案)の作成									■	■	■	■									
(7) 環境基本計画・素案の作成													■	■	■	■	■	■	■	■	■
(8) 環境基本計画の策定													■	■	■	■	■	■	■	■	■
(9) 環境審議会及び専門部会、庁内会議等		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
①環境審議会		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
②環境審議会 専門部会			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
③庁内会議(環境管理推進幹事会等)			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
(10) パブリックコメントの実施				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■



## 専門部会の設置

専門部会のテーマ設定はトップコミットメントである北区環境方針と整合と、北区の環境を取り巻く背景の変化や国・都の動向を考慮し、「低炭素・循環」、「自然共生」、「くらし・環境経営」の3つのテーマを取り扱うことといたします。

専門部会で取り扱うテーマと関連施策は下記に示すとおりです。これらのテーマは、現行計画策定時の「地球環境」「地域環境」「環境学習・みどり」を発展的に再構築したものであり、現行計画との連続性は担保されています。

表 1 専門部会で取り扱うテーマと関連施策

テーマ	関連施策
低炭素・循環	地球温暖化対策、 省エネルギー・新エネルギーの普及啓発、 エネルギーの有効活用(スマートコミュニティ)、 循環型社会の構築 など
自然共生	生物多様性の保全、 自然や緑に関する学習機会や場所の増加、 区民と自然が共生できる環境づくり など
くらし・環境経営	環境学習、 EA21 の普及啓発(環境に優しい行動の定着、環境情報の開示など) 持続可能経営(環境への戦略的対応、組織体制の構築など)、 環境負荷の抑制 など



## 基本的事項

### 1 計画の目的

この計画は、環境基本法第7条における地方公共団体の責務及び東京都北区環境基本条例に基づき、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

### 2 計画の期間

本改定は平成27年度（2015年度）を新たに始期と設定し、超長期的目標を見すえつつ、平成36年度（2024年度）を目標年次とします。

また、北区の環境に関わる社会情勢の変化に応じて、計画の中間見直しを実施する場合があります。

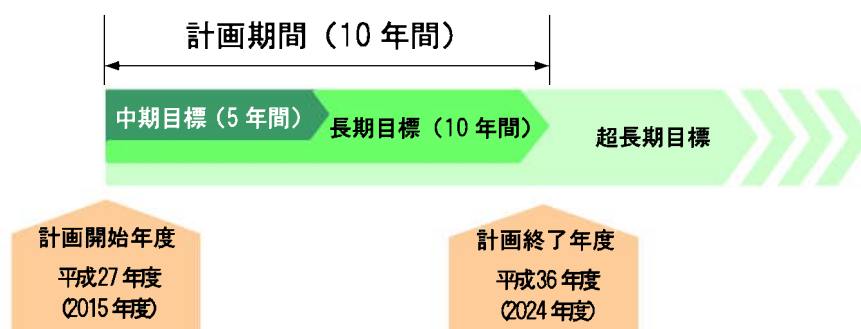


図1 環境基本計画の計画期間

### 3 計画の範囲

この計画の範囲は、地域から地球規模の環境を幅広い視野でとらえ、また、そのための人づくりをも含みます。

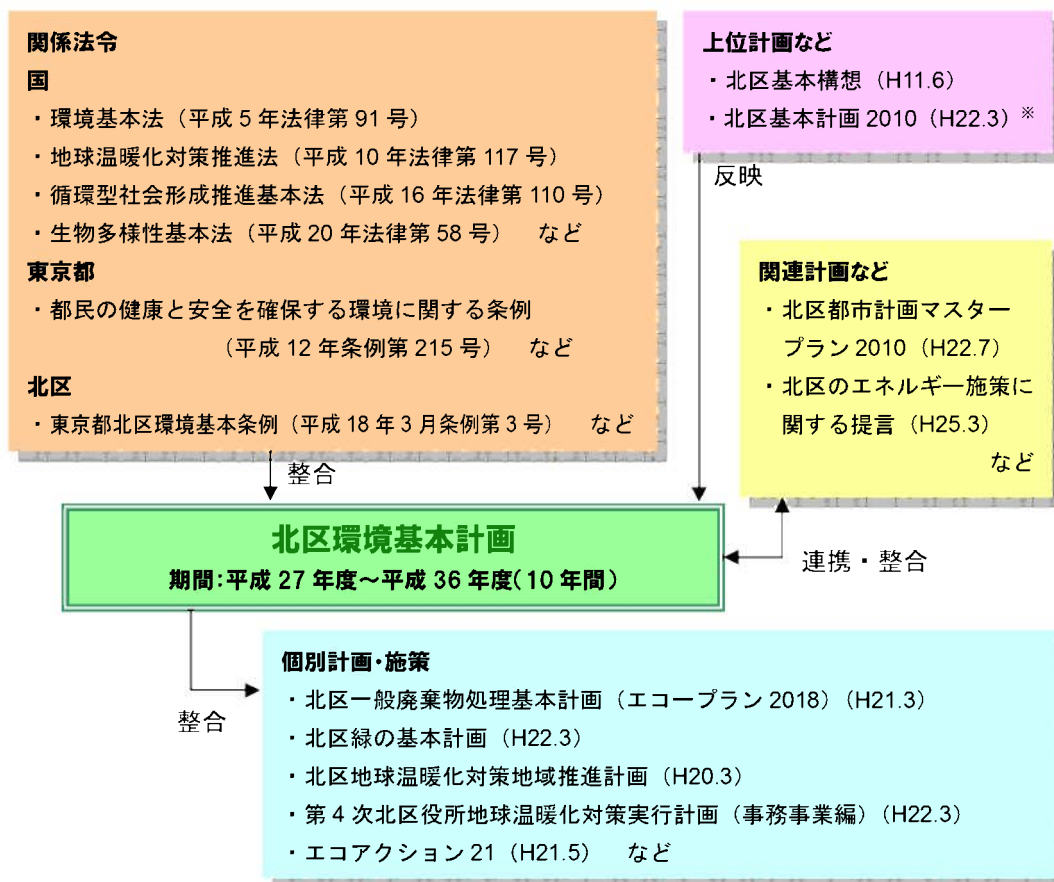
今回の改定では、現行計画との連続性を担保しつつ、北区の環境を取り巻く背景の変化や国・東京都の動向を考慮し、次の事項を取り扱うこととします。

低炭素・循環	地球温暖化対策、 省エネルギー・新エネルギーの普及啓発、 エネルギーの有効活用（スマートコミュニティ）、 循環型社会の構築	など
自然共生	生物多様性の保全、 自然や緑に関する学習機会や場所の増加、 区民と自然が共生できる環境づくり	など
くらし・環境経営	環境学習、 EA21 の普及啓発（環境に優しい行動の定着、環境情報の開示など）、 持続可能経営（環境への戦略的対応、組織体制の構築など）、 環境負荷の抑制	など

図2 計画の範囲

## 4 計画の位置づけ

この計画は、東京都北区環境基本条例にて策定を義務付けられるものです。計画の位置付けは以下に示すとおりであり、関連する法令や計画を反映し、これらと整合をとりながら、計画を推進していきます。



※ 北区基本計画 2010 は、平成 25 年現在改定中です。

図3 『北区環境基本計画』の位置づけ

## 北区の地域特性

### 1 区民の環境意識

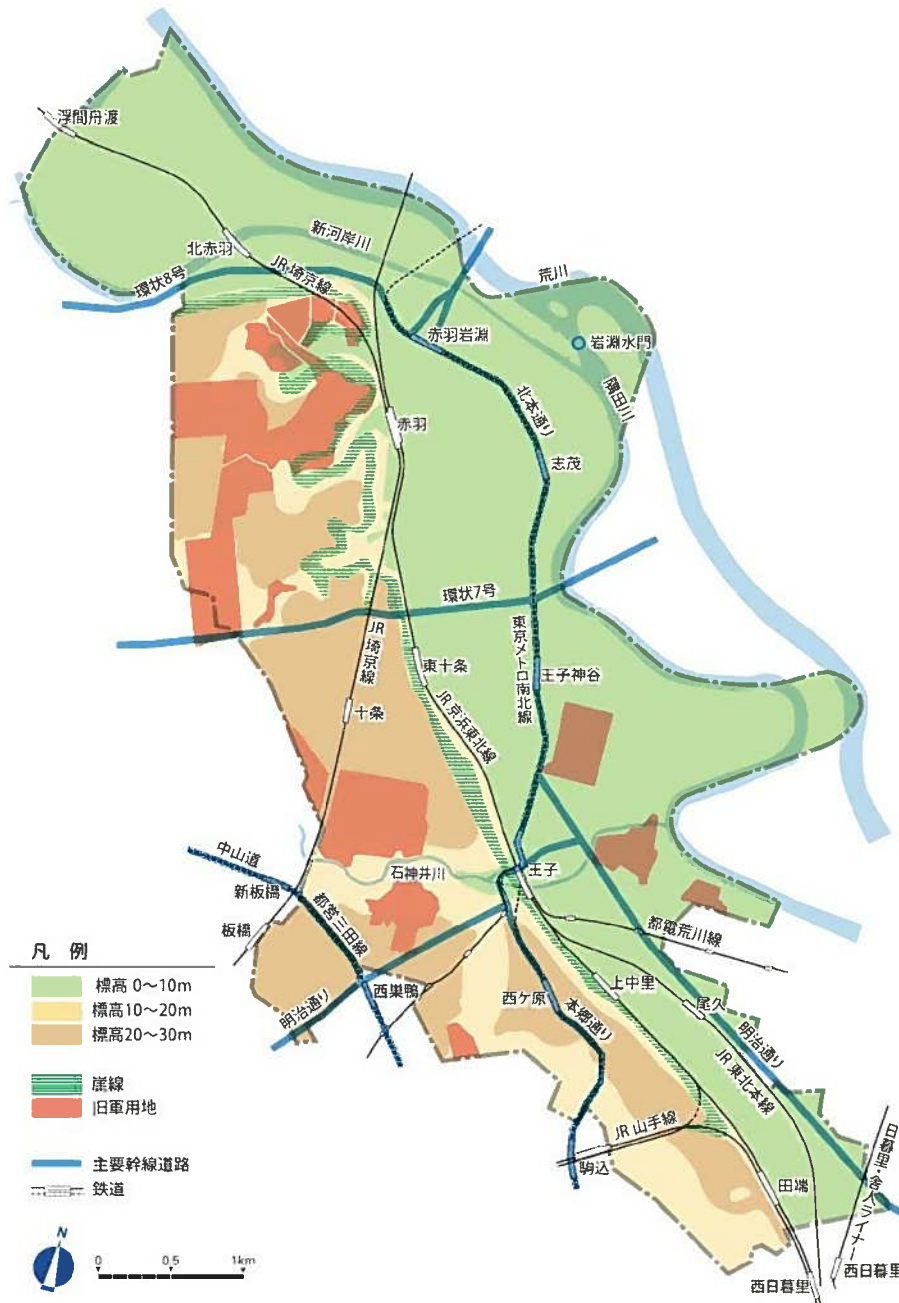
今後、資料 5 にお示しした区民・事業者に対する意識調査を実施します。調査結果は第 2 回環境審議会にてご報告いたします。

また、平成 24 年度（2012 年度）に実施したエネルギー施策に関する区民意識調査や、本年度実施した北区基本計画 2010 の改定に向けて実施した北区民意識・意向調査の結果も、この計画の改定に際して活用していきます。

## 2 地形

北区の地形は、JR京浜東北線を境に、大きく西側の山手台地と東側の下町低地の二つに分けられます。台地（本郷台）と低地の崖線に湧水地点があり、北区内には12の湧水があります。

河川は、区域の北東境に、荒川、新河岸川、隅田川が流れ、南寄りには石神井川（音無川）が隅田川に流入していて、人々に親しまれています。

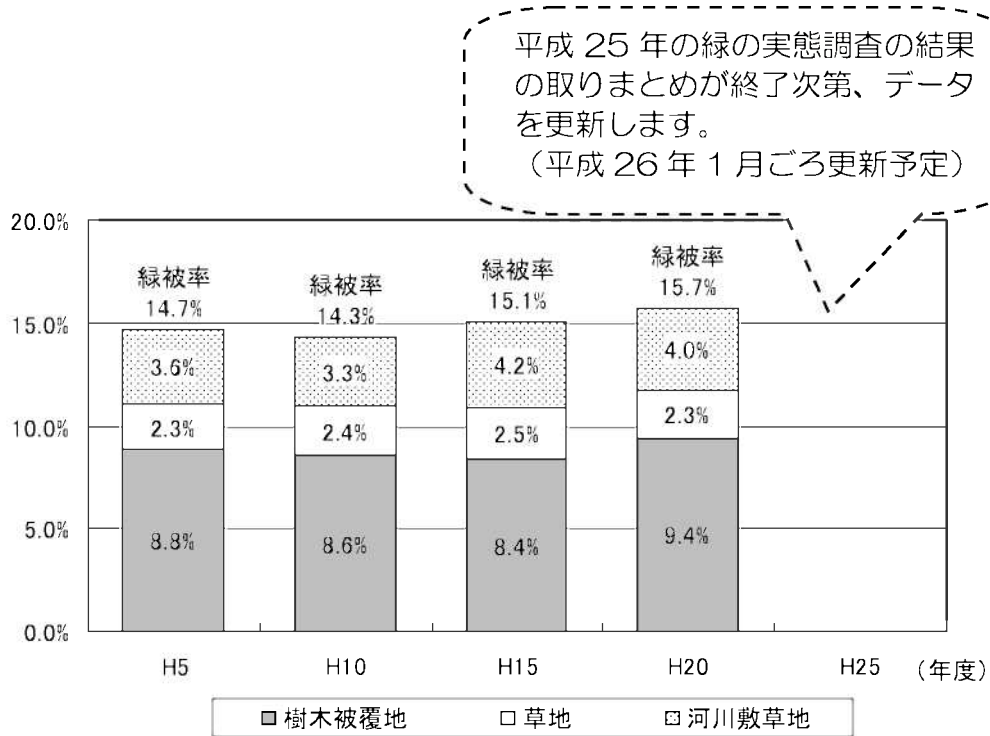


資料：「北区都市計画マスタープラン2010」（北区、平成22年度）

図1 北区の地形

### 3 緑被率

北区の緑被率（ある地域の全面積に対する樹木や草地などで覆われた土地の占める割合）の推移をみると、平成 10 年（1998 年）までは減少していましたが、その後は増加に転じ、平成 20 年（2008 年）には 15.7%まで増加しました。



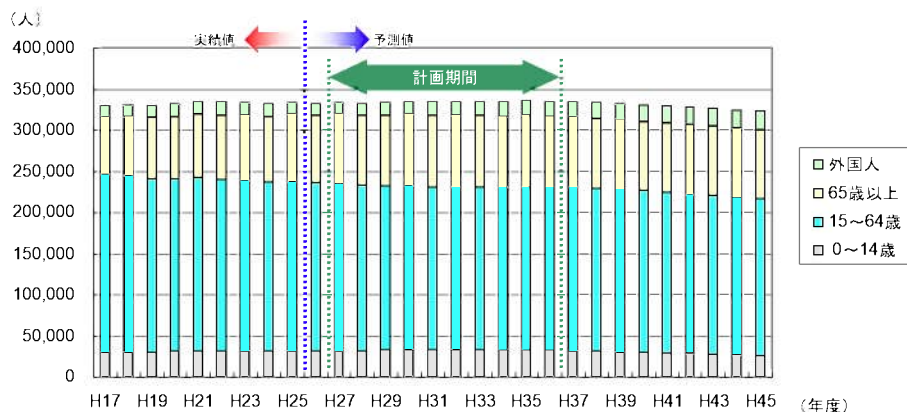
資料：「北区緑の実態調査報告書」（北区、平成 20 年）

図 2 緑被率の推移

## 4 人口

北区の総人口は平成 25 年（2013 年）1 月 1 日現在 333,132 人であり、近年はほぼ横ばいで推移しています。この計画の計画期間である平成 36 年（2024 年）頃まではこの傾向が続き、その後は緩やかに減少していくと予測されます。

また高齢化も進み、平成 25 年（2013 年）1 月現在の高齢化率は 24.6%であるのに対し、平成 36 年度（2024 年度）には 27.0%まで上昇すると予測されます。



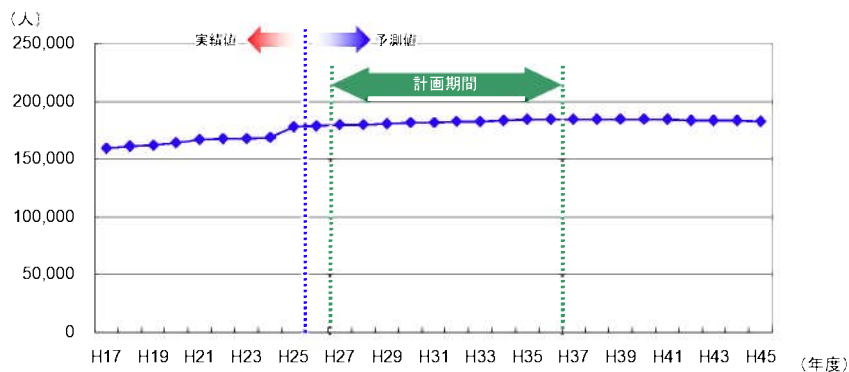
- 注1) 数値は各年 1 月 1 日現在のものです。  
 注2) 平成 25 年度以前は実績値、平成 26 年度以降は推計値を示しています。改定期間中に最新データが確定しましたら更新します。

資料：平成 25 年度以前 住民基本台帳

平成 26 年度以降 「北区人口推計調査報告書」（北区、平成 25 年）

図 3 人口の推移と将来推計

北区の総世帯数は平成 25 年（2013 年）1 月現在 178,589 世帯で、増加傾向が続いています。すなわち、人口がほぼ横ばいで推移しているのに対し、世帯数が増加傾向にあることから、世帯あたり人員数が減少していくことが予測されます。



- 注1) 数値は各年 1 月 1 日現在のものです。  
 注2) 平成 25 年度以前は実績値、平成 26 年度以降は推計値を示しています。改定期間中に最新データが確定しましたら更新します。  
 注3) 統計手法の変更のため、平成 24 年度以前の数値は外国人世帯数を含みません。

資料：平成 25 年度以前 住民基本台帳

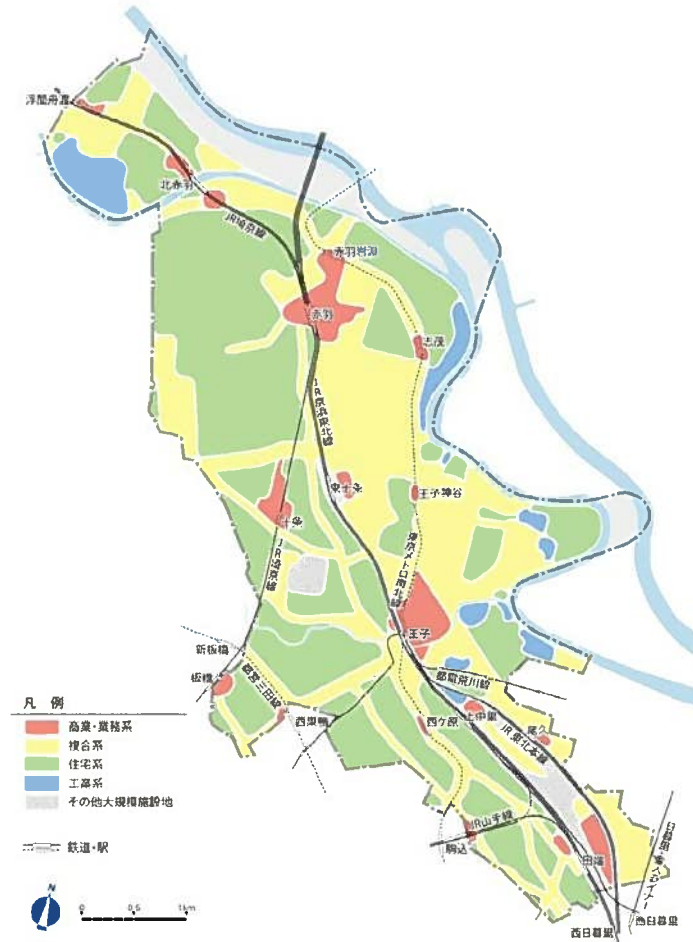
平成 26 年度以降 「北区人口推計調査報告書」（北区、平成 25 年）

図 4 世帯数の推移と将来推計

## 5 土地利用

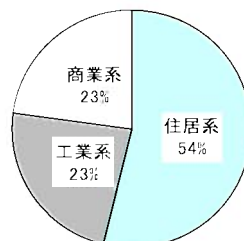
北区の土地利用は、新河岸川や隅田川沿いに工場が立地し、それ以外の大部分が住宅地や商業地となっています。

平成 25 年度（2013 年度）現在の用途地域の内訳をみると、住居系地域が半数以上を占め、続いて工業系地域、商業系地域の順となっています。



資料：「北区都市計画マスタープラン 2010」（北区、平成 22 年度）

図 5 北区の土地利用



注) 数値は平成 25 年 4 月 1 日現在のものです。

資料：「北区行政資料集」（北区、平成 25 年度）

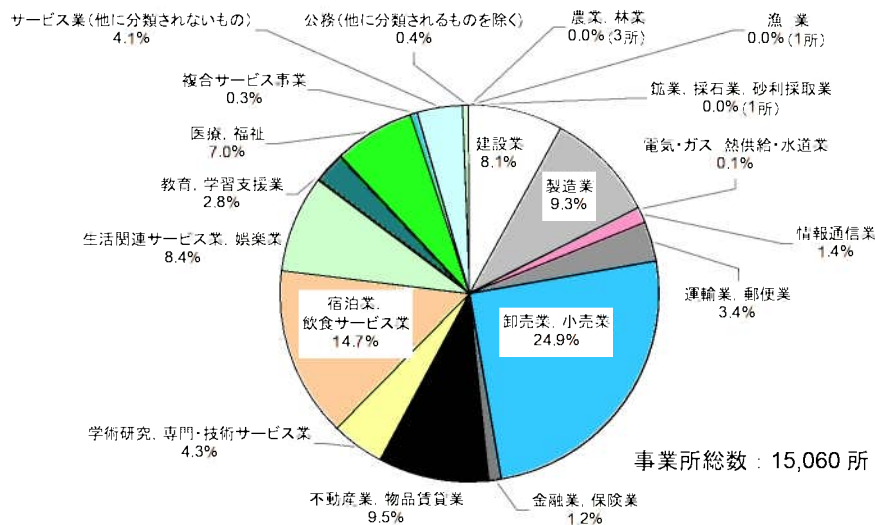
図 6 用途地域の割合



## 6 産業

北区は製紙業発祥の地であったことから、大きな製紙会社や印刷会社があり、浮間地区、赤羽東地区、王子東地区などに工場が多くみられます。JR駅周辺には、商業が集積しており、大きな商業核が存在しています。中でも赤羽駅周辺は、大型店を中心に面的に広がっているのが特徴です。

北区の平成21年度（2009年度）の産業大分類別事業所数の割合は、「卸売業、小売業」が24.9%と最も大きく、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「不動産業、物品賃貸業」となっています。



平成21年7月1日現在の値です。

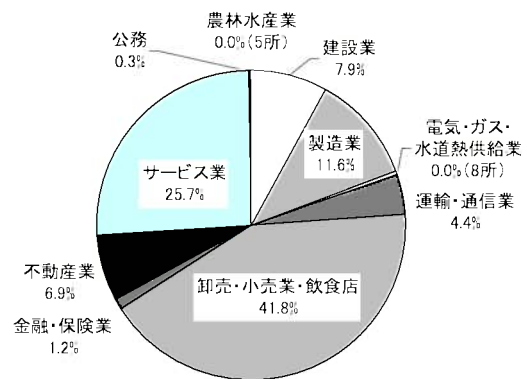
資料：「北区行政資料集」（北区、平成25年度）

図7 産業大分類別事業所数の割合（平成21年度）

### 現行計画策定時の産業構造

現行計画策定時の統計値である平成13年度の産業大分類別事業所数の割合は、「卸売・小売業・飲食店」が41.8%と最も大きく、次いで「サービス業」、「製造業」となっています。

統計区分の変更に伴い、現在と単純な比較はできませんが、相対的にサービス業の割合が増加し、製造業の割合が低下しています。



注）平成13年10月1日現在の値です。

資料：「北区行政資料集」（北区、平成25年度）

図8 産業大分類別事業所数の割合（平成13年度）

## 7 交通

西側台地と東側低地との境界線上にJR京浜東北線、東北本線が運行され、それにほぼ沿ったかたちで、東北・上越新幹線が通過しています。また赤羽、駒込間の北本通り・本郷通りの下を地下鉄南北線が通っています。道路は、環状七号線、北本通り、明治通り、首都高速道路王子線等の、交通量の多い幹線道路と市街地内を網目のように結んでいる細街路などからなります。



資料：「北区勢要覧 2011」（北区、平成 23 年度）

図 9 北区の交通体系

## 8 生物多様性

区の調査によると、平成 17 年度（2005 年度）の植物調査では 138 科 701 種の植物が、平成 18 年度（2006 年度）の野鳥調査では 30 科 78 種の野鳥が、平成 19 年度（2007 年度）の昆虫・小動物調査では 169 科 414 種の昆虫・小動物の生息が確認されています。

表 2 北区に生息する主な動植物

グループ	代表的な確認種	
植物	 ツククサ	他にも例えば イヌタデ、オオイヌノフグリ、カタバミ、コヒルガオ、スギナ、イヌワラビ など
野鳥	 キジバト	他にも例えば スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ、ハシブトガラス など
昆虫類	 ナナホシテントウ	他にも例えば クロスジギンヤンマ、ケラ、ショウリョウバッタ、ニイニイゼミ、ハイイロゲンゴロウ、ニホンミツバチ、シロオビノメイガ、モンキチョウ、ルリシジミ など
クモ類	 ナガコガネグモ	他にも例えば アシナガグモ、ワキグロサツマノミダマシ、ヒラタグモ、ジョウログモ など
両生類	 アズマヒキガエル	他にも例えば ニホンアマガエル、ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル など
爬虫類	 クサガメ	他にも例えば ニホンイシガメ、ニホンヤモリ、ニホントガガ、シマヘビ、アオダイショウ など
哺乳類	 タヌキ	他にも例えば アズマモグラ、アブラコウモリ など
底生動物	 ヒメタニシ	他にも例えば イシガイ、テナガエビ、クロベンケイガニ など

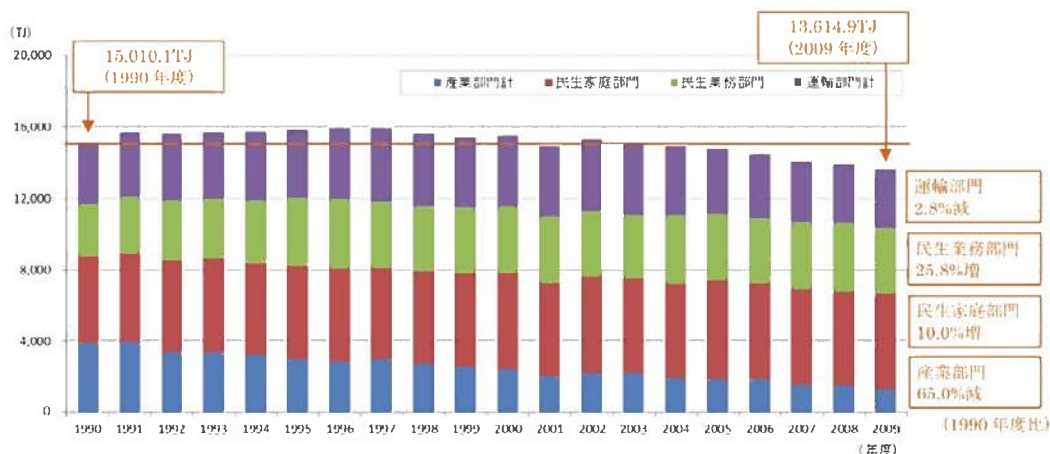
資料：「北区植物ガイドブック」（北区、平成 18 年度）  
「北区野鳥ガイドブック」（北区、平成 19 年度）  
「北区昆虫・小動物ガイドブック」（北区、平成 20 年度）

## 9 エネルギーの使用状況

北区のエネルギー使用状況は、平成9年度（1997年度）以降、緩やかな減少傾向を示しています。

平成21年度（2009年度）のエネルギー使用量は13,614.9TJ<sup>テラジュール</sup>\*1で、平成2年度（1990年度）と比較すると9.3%減少しています。

部門別の平成21年度（2009年度）のエネルギー使用状況\*2をみると、平成2年度（1990年度）比で産業部門は65.0%減、民生家庭部門で10.0%増、民生業務部門で25.8%増、運輸部門で2.8%減となっています。



資料：「北区のエネルギー施策に関する提言」

（東京都北区新エネルギー・省エネルギー専門研究会、平成24年度）

図10 エネルギー使用状況の推移

### ※1 J(ジュール)とは

J(ジュール)とは、全てのエネルギー共通の単位で、1GJ = 10<sup>9</sup>J、1TJ = 10<sup>12</sup>Jとなります。

電気の場合、1GJ = 277.8kWh<sup>キロワットアワー</sup>となり、これは40W蛍光灯2本を1日9.5時間使用したときの年間消費電力に相当します。

### ※2 エネルギー使用状況の部門について

エネルギーの使用量は、「オール東京62市区町村みどり東京・温暖化防止プロジェクト」にて算定された値を用いています。

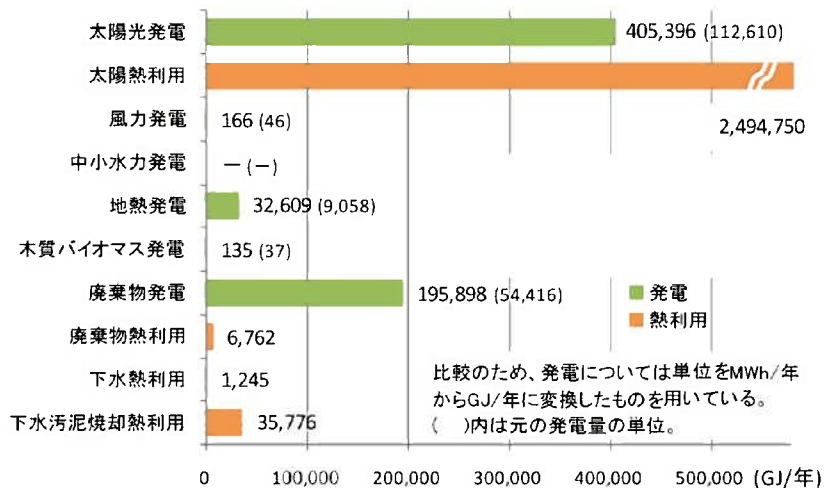
各部門の対象とする範囲は次のとおりです。

表1 エネルギー使用量の部門の対象

部門名	内容
産業部門	製造業、建設業における電力や燃料の消費
民生家庭部門	家庭（自家用車は運輸部門に含む）における電力や燃料の消費
民生業務部門	事務所ビル、飲食店、学校などにおける電力や燃料の消費
運輸部門	自動車（自家用、事業用）、鉄道による電力や燃料の消費

## 10 新エネルギーのポテンシャル

北区における新エネルギー※のポテンシャルは、太陽熱利用で 2,494,750 G<sup>キダジュール</sup>J/年、太陽光発電で 405,396 G<sup>メガワットアワー</sup>J/年（112,610 MWh/年）と大きくなっています。また、北清掃工場で既に取り組みされているごみ焼却熱を利用した廃棄物発電も 195,898 GJ/年（54,416 MWh）と比較的大きなポテンシャルがあります。



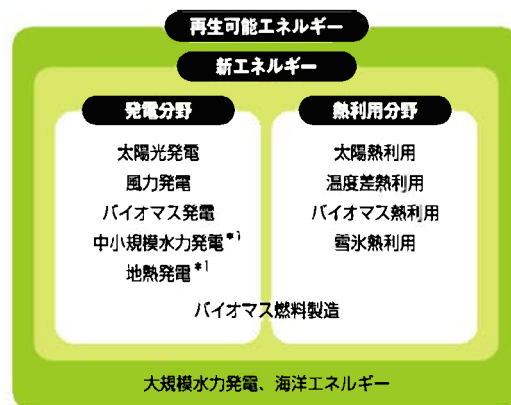
資料：「北区のエネルギー施策に関する提言」

(東京都北区新エネルギー・省エネルギー専門研究会、平成 24 年度)

図 11 新エネルギーのポテンシャル

### ※ 新エネルギーとは

新エネルギーとは、日本においては法律で「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義され、太陽光発電や風力発電、バイオマスなど 10 種類が指定されています。



※1 中小規模水力発電は 1,000kW 以下のもの、地熱発電はバイナリー方式のものに限る

資料：資源エネルギー庁ホームページ

図 3 新エネルギーの定義

## 意識調査のスケジュール、方法

当面実施する調査として、「アンケート調査」があります。これらの結果につきましては、第 2 回環境審議会にて提示させていただきます。

### 1 調査の概要

区民及び事業者の環境施策に対するニーズ、認知度、取り組み状況等を把握し、計画改定へ反映させることを目的として、以下のとおりアンケート調査を実施します。

○ 調査対象

区民：2,000 人

(20～80 歳の区民のうち、1 世帯 1 通となるよう世帯主を無作為抽出)

事業者：600 事業所

(公務を除く従業員数 5 人以上 100 人未満の区内事業所より無作為抽出)

○ 調査方法

アンケート票の郵送・返信により実施

○ 調査実施期間

発送：平成 25 年 9 月 12 日（木）以降

回収：平成 25 年 10 月 4 日（金）

### 2 調査項目

区民及び事業者の環境施策に対するニーズ、認知度、取り組み状況等を把握することを目的として、以下の項目を調査するための設問を設けます。

#### 区民意識調査

- ・ 北区の環境に対するあなたの満足度について
- ・ 北区環境基本計画で取り組むべき施策について
- ・ 廃棄物排出の抑制について
- ・ 「生物多様性」について
- ・ あなたにとって「大切な環境」について
- ・ 北区環境基本計画に対するご意見

#### 事業者意識調査

- ・ 環境保全活動の実施状況
- ・ 北区環境基本計画に対するご意見

アンケート調査票の案は、参考資料 4 および参考資料 5 にお示ししています。

参考資料 4 および参考資料 5 は、当日机上配布させていただきます。



## 関連計画の位置づけ

計画の名称	北区基本計画 2010	北区一般廃棄物処理基本計画 (エコプラン 2018)	北区都市計画 マスタープラン 2010	北区地球温暖化対策 地域推進計画	北区緑の基本計画	第4次北区役所 地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)	北区のエネルギー施策に関する提言	《参考》 北区環境基本計画
表紙								
この計画との関係	上位計画	個別計画	関連計画	個別計画	個別計画	個別計画	関連提言	現行計画
策定年月	H22.3	H21.3	H22.7	H20.3	H22.3	H22.3	H25.3	H17.6
計画期間	H22～31 年度 (10 年間)	H21～30 年度 (10 年間)	H22～31 年度 (10 年間)	H20～29 年度 (10 年間)	H23～31 年度 (9 年間)	H25～29 年度 (5 年間)	(設定なし)	H17～26 年度 (10 年間)
対象範囲	北区全域	北区全域	北区全域	北区全域	北区全域	北区役所	北区全域	北区全域
対象分野	区政全般	廃棄物	都市計画	地球温暖化対策	緑	地球温暖化対策	エネルギー	環境全般
計画の目的	北区の基本構想の実現を目的とする区政の基本方針	より一層のごみの減量・資源化の促進を図り、さらなる循環型社会の構築を目指す	個別具体的な都市計画やまちづくりを、行政・区民の共通の目標のもと、互いに有機的な連携をもってすすめる	区民、事業者、行政(区)などそれぞれの主体が、地球温暖化対策について取り組むことにより、区域での地球温暖化防止を推進する	緑の保全と創造に関する施策を区民・事業者・区が総合的かつ計画的に推進する	事業所としての北区役所が省エネルギー・省資源に努め、温室効果ガスの排出削減に貢献するとともに、北区役所が率先して地球温暖化対策に取り組むことにより、区民や事業者の環境に優しいライフスタイルや事業活動への転換を促していく	北区においてふさわしい新エネルギー・省エネルギー施策の考え方や具体的な取り組み(案)を提案する	現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる「環境共生都市の実現」を理念とし、望ましい環境像を掲げ、区民・事業者・民間団体・区の協働による環境保全への取り組みの方向性を示す
主な施策・目標値	<p>《環境関連の主な施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>省資源・省エネルギーへの取り組み</li> <li>啓発活動・環境学習の拡充</li> <li>区民・事業者・区の協働による3Rの推進</li> <li>環境負荷の少ない適正なごみ処理・処分システムの構築</li> <li>公害の防止・抑制</li> <li>新たな環境汚染問題への対応</li> <li>緑化の推進</li> <li>自然環境の保全・創出</li> <li>自然観察や体験学習の充実</li> <li>公共空間の緑化</li> <li>地域緑化のしくみづくり</li> </ul>	<p>《施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ライフスタイルの転換に対する支援</li> <li>資源となりうるものの分別の徹底</li> <li>生ごみの減量の推進</li> <li>集団回収事業拡充のための支援</li> </ul> <p>《目標値》</p> <p>ごみ排出量： 平成19年度比20%削減(平成30年度)</p> <p>リサイクル率： 20%→25% (平成30年度)</p>	<p>《環境関連の主な施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化炭素の排出を抑えるまちづくり</li> <li>資源循環型のまちづくり</li> <li>水循環のまちづくり</li> <li>ヒートアイランド現象を緩和するまちづくり</li> <li>公害対策のまちづくり</li> </ul>	<p>《重点対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギー型ライフスタイルへの転換</li> <li>新エネルギー等の導入</li> <li>建築物の省エネルギー化</li> <li>環境学習の推進</li> </ul> <p>《目標値》</p> <p>二酸化炭素排出量を平成2年度比3.0%削減(平成29年度)</p>	<p>《施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の緑の保全</li> <li>公園等オープンスペースの整備・充実</li> <li>自然や緑に関する学習機会の増加</li> </ul> <p>《目標値》</p> <p>緑被率：18.49%→20% (平成31年度)</p> <p>樹林面積：135.51ha → 145.44ha (平成31年度) など</p>	<p>《施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紙類の購入又は印刷を行う時は、可能な範囲で基準に基づいて紙類を選定</li> <li>蛍光灯の引き換えや消灯を行う</li> <li>ごみの分別を徹底</li> </ul> <p>《目標値》</p> <p>区が所有する施設における温室効果ガス排出量を平成22年度比7%削減(平成29年度)</p>	<p>《施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区民が楽しみながら続けられる省エネ対策の推進</li> <li>建物所有者・管理者等による建物・設備の省エネ化・新エネ導入の推進</li> <li>区有施設におけるエネルギーの有効利用の推進</li> <li>区民生活を支える街なかへの創エネ・蓄エネシステム導入の推進</li> <li>エネルギーを通じた他都市との新たな交流の促進</li> </ul>	<p>《早期に着手する取組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区民参加による地域環境調査の実施</li> <li>教員等に対する環境研修の実施</li> <li>(仮称)環境パートナー会議の設立</li> <li>低公害車に関する情報提供</li> <li>新エネルギーの情報の提供</li> </ul> <p>など</p>



# 国及び東京都の動向

## 1 国の動向

我が国の環境の保全に関する基本的な計画である「第四次環境基本計画」が平成 24 年（2012 年）4 月に策定されました。この計画は、以下に示す「目指すべき持続可能な社会の姿」に向けて、基本的な方針を示す「持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向」と、方針に基づく具体的な展開である「9つの優先的に取り組む重点分野」などによって構成されています。



図 1 第四次環境基本計画の「目指すべき持続可能な社会の姿」

「9つの優先的に取り組む重点分野」は下記に示すとおりです。

この重点分野のうち、2以外については、北区も取り組むべき事項であり、北区環境基本計画で整合を図ることとします。このうち、「2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」を除く8つの取組項目については、北区内においても取り組むことが望まれます。

表 1 我が国の環境基本計画に基づく取組項目

1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進
2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進
4. 地球温暖化に関する取組
5. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
6. 物質循環の確保と循環型社会の構築
7. 水環境保全に関する取組
8. 大気環境保全に関する取組
9. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

## 2 東京都の動向

東京都は、平成 20 年（2008 年）3 月に東京都環境基本計画を策定しました。この中で、東京都が直面している環境問題として、認識をあらたに取り組むべき事項として、「気候変動の危機の顕在化」、「環境汚染に対する予見のかつ継続的な対応の必要性」、「より質の高い都市環境の形成による都市の魅力の向上」の 3 つを示しています。

### 1) 気候変動の危機の顕在化

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が平成 19 年（2007 年）に公表した第 4 次評価報告書に基づき、地球温暖化が危機的状況で進行しているとの基本認識を示しました。地球温暖化の防止は、ヒートアイランド現象の緩和などのように都民の生活に直接関係するものから、安定した食糧供給の確保のように間接的に関係するものまで含めた対策を講じるとの認識を示しています。

### 2) 環境汚染に対する予見のかつ継続的な対応の必要性

化学物質などによる環境汚染は、その解決を図ることはもとより、都市開発の活発化に伴い相次いで表面化する土壌汚染の問題、新たな化学物質による汚染と健康影響への懸念など、今後とも新たに発生し、顕在化することが予想されることから、予見のかつ継続的な対応が必要との認識を示しています。

### 3) より質の高い都市環境の形成による都市の魅力の向上

緑は、人間も含めた生物の生存基盤であると同時に、人々の心に潤いや安らぎを与え、都市の風格と魅力を高める役割を果たしています。質の良い新たな緑を増やすことによって、東京を質の高い魅力的な都市としていくことが大切であるとの認識を示しています。

このような認識を踏まえ、東京都では、次の 10 の施策の方針を定めています。

表 2 東京都の環境基本計画における 10 の施策方針

①気候変動の危機回避に向けた施策の展開
②持続可能な環境交通の実現
③省資源化と資源の循環利用の促進
④大気汚染物質の更なる排出削減
⑤化学物質などの適正管理と環境リスクの低減、環境の「負の遺産」を残さない取り組み
⑥生活環境問題の解決（騒音・振動、悪臭など対策）
⑦市街地における豊かな緑の創出
⑧水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復
⑨熱環境の改善による快適な都市空間の創出
⑩森林や丘陵地、島しょにおける自然の保全

## 環 境 方 針

北区は、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる「環境共生都市」を実現するため、地方自治体として、また区内最大規模の事業者として、地球環境問題に率先して取り組みます。

事業活動を行うときは、関連する環境関係の法令や協定などを遵守し、計画から執行、事業終了にいたる全ての段階において、環境への負荷を最小限に抑え、環境汚染の防止を図ります。

また、区民・事業者・民間団体及び区が協働で、低炭素社会、循環型社会及び自然共生社会づくりの取組みを統合的に進めていくことにより、持続可能な社会を目指します。

1. 全ての組織及び職員の参加のもと、環境意識の向上を図り、区民や事業者の模範となるよう努めます。  
事務事業における環境影響を考慮し、環境負荷の低減について目標を定め、継続的に改善を進めます。
2. 地球温暖化対策として省エネルギー・新エネルギーを積極的に推進すること等で北区の低炭素化を図ります。  
あわせて、3R（発生・排出抑制、再使用、再資源化）を推進し、さらなるごみの減量化や資源化を図ることで、循環型社会の構築を目指します。  
また、生物多様性の保全、及び自然や緑に関する学習機会や場所を増やすことで、区民と自然が共生できる環境づくりを進めます。
3. 環境方針及び環境マネジメントシステム活動結果、身近な環境から地球環境の保全・創造にいたる北区の様々な取組みの結果を公表します。

平成25年3月1日

東京都北区長



**北区環境基本計画の改定に関する区民意識調査 アンケート調査票**

区民の皆様には、日頃から区政運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

このたび北区では、区の環境保全施策の推進のため平成17年度に策定した「北区環境基本計画」の改定を行うこととなりました。計画には、区民のみなさんのご意見を反映したいと考えております。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**【アンケートの目的】**

現在改定中の「北区環境基本計画」の構成や内容について、区民のみなさんのご意見を把握し、計画に反映すること

平成25年9月

東京都北区 生活環境部 環境課

**【このアンケートについて】**

- ◆このアンケートは、区内にお住まいの20～80歳の世帯主の方から無作為に2,000名を選びさせていただきます、ご協力をお願いしています。
- ◆回答は、同封のアンケート調査票に直接ご記入下さい（あてはまる番号に○をつけるか、回答欄にご記入下さい）。世帯のどなたでも回答いただけます。
- ◆アンケートにお答えいただいた内容については、本計画改定の目的以外に使用することはありません。また、結果は統計的に処理いたしますので、ご回答いただいた方にご迷惑をお掛けすることはありません。
- ◆ご回答いただいたアンケート調査票は、同封の返信用封筒に入れて**10月4日(金)まで**にご投函下さい。返信用封筒に切手は不要です。

**【問い合わせ先】**

東京都北区 生活環境部 環境課 環境政策係 担当 寺松・木幡

電話：03-3908-8603（直通）

受付時間：平日 8：30～17：00

● 北区環境基本計画とは

＜計画の趣旨・内容＞

環境基本法第7条における地方公共団体の責務及び東京都北区環境基本条例に基づき、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする計画です。

＜改定後の計画の対象期間＞ 平成27年度～平成36年度（10年間）

＜計画の対象とする「環境」＞

低炭素・循環	地球温暖化対策、 省エネルギー・新エネルギーの普及啓発、 エネルギーの有効活用（スマートコミュニティ）、 循環型社会の構築 など
自然共生	生物多様性の保全、 自然や緑に関する学習機会や場所の増加、 区民と自然が共生できる環境づくり など
くらし・環境経営	環境学習、 エコアクション21 <sup>*</sup> の普及啓発（環境に優しい行動の定着、 環境情報の開示など）、 持続可能経営（環境への戦略的対応、組織体制の構築など）、 環境負荷の抑制 など

\* エコアクション21：全ての事業者が、環境への取組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインのこと。

(1) 北区の環境に対するあなたの満足度について

問1 あなたは、北区の環境をどのように感じていますか。  
項目ごとにあなたの「満足度」について、それぞれ最も近い答えを1つずつ選び、番号に○をつけて下さい。

No.	項目	回答欄				
		満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
1	空気のさわやかさ、きれいさ	1	2	3	4	5
2	におい（悪臭がしないこと）	1	2	3	4	5
3	水と水辺のきれいさ	1	2	3	4	5
4	まわりの静けさ	1	2	3	4	5
5	星の見やすさ	1	2	3	4	5
6	生き物の豊かさ	1	2	3	4	5
7	自然のみどりの豊かさ	1	2	3	4	5
8	公園、街路樹、生垣、屋敷林などのみどりの豊かさ	1	2	3	4	5
9	自然との親しみやすさ	1	2	3	4	5
10	史跡や遺跡などの文化財の保存状態	1	2	3	4	5
11	まち並みの美しさ	1	2	3	4	5
12	歩道、自転車道の歩きやすさ・走りやすさ	1	2	3	4	5
13	公共交通機関の利用のしやすさ	1	2	3	4	5
14	ゆとりのある空間(公園、広場)の多さ	1	2	3	4	5
15	地域内の清潔さ	1	2	3	4	5
16	リサイクルへの取組み	1	2	3	4	5
17	省エネルギー活動の周知	1	2	3	4	5
18	地球温暖化・ヒートアイランド現象*に関する取組み	1	2	3	4	5
19	災害からの安全性	1	2	3	4	5
20	環境関連情報の知りやすさ	1	2	3	4	5
21	環境学習の場の充実さ	1	2	3	4	5

\*ヒートアイランド現象：都市部において、高密度のエネルギー消費や、地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどで覆われていることにより、水分の蒸発による気温の低下が妨げられ、郊外より気温が高くなる現象。

(2) 北区環境基本計画で取り組むべき施策について

- 問 2 北区では、平成 17 年に環境基本計画を策定し、環境の保全に関するさまざまな施策に取り組んでいます。  
次の施策ごとのあなたの「重要度」について、それぞれ最も近い答えを 1 つずつ選び、番号に○をつけて下さい。

No.	施策	回答欄				
		重要	やや重要	いえない	どちらともない	あまり重要でない
①	<b>環境情報を発信する</b> 北区ニュースやホームページによる環境情報の提供、環境イベント（まちかどガーデニングコンテストなど）の開催、環境学習拠点（北区自然ふれあい情報館など）の確保 など	1	2	3	4	5
②	<b>区民・事業者に対する環境への理解を増進させる</b> 学校での出前講座の実施、環境リーダー*の育成 など	1	2	3	4	5
③	<b>区民・事業者の活動のきっかけをつくる</b> 北区ニュースによるイベントに関する情報の提供、活動拠点（みどりと環境の情報館（エコベルデ）など）の確保、測定機器等の貸出し、表彰制度の充実 など	1	2	3	4	5
④	<b>区民・事業者の活動を普及・拡大させる</b> 交流会の開催、区民・事業者・民間団体・区が参画する会議の結成 など	1	2	3	4	5
⑤	<b>人と自然との共生をめざす</b> 学校ビオトープ*の整備促進 など	1	2	3	4	5
⑥	<b>みどりを保全する</b> みどりを守る、みどりを増やす など	1	2	3	4	5
⑦	<b>地球温暖化を防止する</b> 新エネルギー*や省エネルギー*型製品に関する情報提供・導入助成 など	1	2	3	4	5
⑧	<b>ごみ減量・リサイクルを進める</b> グリーン購入*の情報提供、簡易包装・マイバッグの PR、給食残菜の発生抑制、フリーマーケット・バザーの開催、講座の開催 など	1	2	3	4	5
⑨	<b>美しいまちを形成する</b> ポイ捨て防止などマナー向上のためのキャンペーン実施、花いっぱい運動の推進 など	1	2	3	4	5
⑩	<b>環境負荷対策をする</b> 大気汚染対策、水質汚濁対策、騒音*・振動*対策 など	1	2	3	4	5
⑪	<b>ヒートアイランド現象を緩和する</b> 家庭・事業所での排熱抑制、透水性舗装*の整備 など	1	2	3	4	5



## 用語解説

### ・環境リーダー

環境調査や体験型学習の実施、省エネルギーについての指導などができる人。

### ・ビオトープ

特定の生物が生存できるような、特定の環境条件を備えた空間のことをいい、具体的には池沼、湿地、草地、里山林等さまざまなタイプのビオトープがある。

### ・新エネルギー

石炭・石油などの化石燃料や原子力エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。我が国においては法律で定義されており、太陽光発電や風力発電、バイオマス発電など10種類が指定されている。

### ・省エネルギー

石油・ガス・電力など、エネルギー資源の効率的利用を図ること。通称省エネ。

### ・グリーン購入

市場に供給される製品・サービスの中から環境負荷が少ないものを優先的に購入すること。

### ・騒音

睡眠を妨げたり、会話を妨害するなど生活環境を損なう「好ましくない音」「無いほうが良い音」を騒音という。騒音による公害を防止するため環境基準が設定され、「騒音規制法」などにに基づき対策が進められている。

### ・振動

地面や建物が垂直方向、水平方向に揺れることを振動という。

建設工事での機械の稼働、工場の設備機械の稼働、自動車・鉄道車両の走行などによって発生し、日常生活に影響を与えるほか不快感をもたらすため、「振動規制法」などにより対策が進められている。

### ・透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法をいう。

問3 先ほどの施策以外に、あなたが北区で取り組んでほしいと考える環境の保全に関する施策がありましたら、自由に記入して下さい。

<hr/> <hr/> <hr/>
-------------------

(3) 廃棄物排出の抑制について

北区では、さらなるごみの減量化や資源化、清掃事業の効率化などを図ることにより、低炭素社会にも配慮した循環型社会の構築を目指しています。

**問4** あなたがごみの排出量抑制のために普段取り組んでいることは何ですか。  
該当する番号に○をつけて下さい。

項目	回答欄			
	いつも 行っている	ときどき 行っている	あまり 行っていない	全く 行っていない
①3R（ごみの発生量を減らす、繰り返し使う、再び資源に戻す）に取り組む	1	2	3	4
②古紙やびん、缶、ペットボトルなどの資源を分別する	1	2	3	4
③生ごみを減量する	1	2	3	4
④区や地域で行っている資源回収に協力する	1	2	3	4

(4) 「生物多様性」について

北区では、荒川沿いや崖線部、区内の公園などで多くの生物を見かけます。中には、「希少な動植物」がいる一方で、本来、日本国内にはいなかった「外来種」などもあります。環境基本計画では、生物多様性の保全に取り組めます。

**用語解説** 生物多様性とは

「生物多様性」とは、あらゆる生物種の多さと、生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物の遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念です。私たちはこの生物多様性からの恵みに支えられて生きています。たとえば、食べ物、木材、衣服や医薬品。さらに、植物による酸素の供給や、微生物による水質浄化作用など、生物多様性は、私たちの生活になくてはならないものです。

**問5** あなたは、「生物多様性」という言葉を知っていましたか。  
該当する番号に○をつけて下さい。

	意味を知っていた	聞いたことはある	知らなかった
回答欄	1	2	3

**問6** 今後、北区の生物多様性を保全していくうえで、あなたが重要と思う事項は何ですか。  
該当する番号に○をつけて下さい。

項目	回答欄			
	重要	普通	重要でない	わからない
①希少な動植物の保全	1	2	3	4
②外来種の駆除	1	2	3	4
③豊かな緑の保全	1	2	3	4
④豊かな水と水辺の保全	1	2	3	4

(5) あなたにとって「大切な環境」について

**問7** あなたが考える、北区内における大切な環境をお答え下さい。  
具体的に、区内で「大切だと思う場所または将来に残したい場所」はありますか。  
その名称（場所）と残したい理由を記入して下さい。

記入例) 名称（場所）：荒川 新荒川大橋付近、理由：サイクリングコースとして普段利用している  
名称（場所）：音無親水公園、理由：水辺を散歩できる

1. 名称（場所）	理由
.....	.....
.....	.....
.....	.....
2. 名称（場所）	理由
.....	.....
.....	.....
.....	.....
3. 名称（場所）	理由
.....	.....
.....	.....
.....	.....

※名称や場所は、位置がわかるように（所在地など）出来るだけ具体的に記入して下さい。

(6) 北区環境基本計画に対するご意見

**問8** 北区環境基本計画について、お気づきのことやご意見等がありましたら、自由に記入して下さい。

.....
.....
.....
.....
.....
.....

(7) このアンケートをお答え頂いているあなた自身について

問9 性別についてお尋ねします。該当する番号に○をつけて下さい。

	男	女
回答欄	1	2

問10 年齢についてお尋ねします。該当する番号に○をつけて下さい。

	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
回答欄	1	2	3	4	5	6	7

問11 家の居住者人数はあなたを含め何人ですか。該当する番号に○をつけて下さい。

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上
回答欄	1	2	3	4	5	6	7	8

問12 ご職業についてお尋ねします。該当する番号に○をつけて下さい。

	回答欄
自営業（店舗や事業所の経営者）	1
自由業（開業医、弁護士、作家など）	2
管理職（課長以上）	3
専門技術職（大学教授、裁判官、研究員など）	4
事務職（事務系社員、教員など）	5
技能・労務職	6
販売・サービス業	7
学生	8
家事	9
無職	10
その他（ ）	11

問 13 お住まいについてお尋ねします。該当する番号に○をつけて下さい。

	回答欄
一戸建て（持家）	1
一戸建て（借家）	2
集合住宅（持家）	3
集合住宅（借家）	4
社宅・寮	5
その他（具体的に：    )	6

問 14 お住まいの地区についてお尋ねします。該当する地区の番号に○をつけて下さい。

1. 浮間地区  
(浮間 1～5 丁目)
2. 赤羽西地区  
(中十条 4 丁目、十条仲原 3・4 丁目、上十条 5 丁目、西が丘 1～3 丁目、赤羽西 1～6 丁目、赤羽台 1～4 丁目、赤羽北 1～3 丁目、桐ヶ丘 1・2 丁目)
3. 赤羽東地区  
(東十条 5・6 丁目、神谷 2・3 丁目、赤羽 1～3 丁目、志茂 1～5 丁目、岩淵町、赤羽南 1・2 丁目)
4. 王子西地区  
(王子木町 1～3 丁目、岸町 1・2 丁目、中十条 1～3 丁目、十条台 1・2 丁目、十条仲原 1・2 丁目、上十条 1～4 丁目、滝野川 4 丁目)
5. 王子東地区  
(王子 1～6 丁目、豊島 1～8 丁目、東十条 1～4 丁目、神谷 1 丁目)
6. 滝野川西地区  
(滝野川 1～3 丁目、滝野川 5～7 丁目、西ヶ原 1～4 丁目、上中里 1 丁目、中里 1～3 丁目、田端 1～6 丁目)
7. 滝野川東地区  
(堀船 1～4 丁目、柴町、上中里 2・3 丁目、昭和町 1～3 丁目、田端新町 1～3 丁目、東田端 1・2 丁目)

問 15 北区にお住まいになって、何年になりますか。該当する番号に○をつけて下さい。一時的に北区以外に居住されていた場合については、北区在住の合計年として下さい。

	2 年未満	2～5 年未満	5～10 年未満	10～20 年未満	20 年以上
回答欄	1	2	3	4	5

アンケート調査は以上になります。ご協力ありがとうございました。

**北区環境基本計画の改定に関する事業者意識調査 アンケート調査票**

区内事業者の皆様には、日頃から区政運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

このたび北区では、区の環境保全施策の推進のため平成17年度に策定した「北区環境基本計画」の改定を行うこととなりました。計画には、区内事業者の皆様のご意見を反映したいと考えております。つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**【アンケートの目的】**

現在改定中の「北区環境基本計画」の構成や内容について、区内事業者の皆様のご意見を把握し、計画に反映すること

平成25年9月

東京都北区 生活環境部 環境課

**【このアンケートについて】**

- ◆このアンケートは、公務を除く従業員数5人以上100人未満の区内事業者の皆様から無作為に600事業所を選ばせていただき、ご協力をお願いしています。
- ◆回答は、同封のアンケート調査票に直接ご記入下さい。(あてはまる番号に○をつけるか、回答欄にご記入下さい。)
- ◆アンケートにお答えいただいた内容については、本計画改定の目的以外に使用することはありません。また、結果は統計的に処理いたしますので、ご回答いただいた方にご迷惑をお掛けすることはありません。
- ◆ご回答いただいたアンケート調査票は、同封の返信用封筒に入れて**10月4日(金)まで**にご投函下さい。返信用封筒に切手は不要です。

**【問い合わせ先】**

東京都北区 生活環境部 環境課 環境政策係 担当 寺松・木幡

電話：03-3908-8603 (直通)

受付時間：平日 8:30～17:00

● 北区環境基本計画とは

＜計画の趣旨・内容＞

環境基本法第7条における地方公共団体の責務及び東京都北区環境基本条例に基づき、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする計画です。

＜改定後の計画の対象期間＞ 平成27年度～平成36年度（10年間）

＜計画の対象とする「環境」＞

低炭素・循環	地球温暖化対策、 省エネルギー・新エネルギーの普及啓発、 エネルギーの有効活用（スマートコミュニティ）、 循環型社会の構築 など
自然共生	生物多様性の保全、 自然や緑に関する学習機会や場所の増加、 区民と自然が共生できる環境づくり など
くらし・環境経営	環境学習、 エコアクション21 <sup>*</sup> の普及啓発（環境に優しい行動の定着、 環境情報の開示など）、 持続可能経営（環境への戦略的対応、組織体制の構築など）、 環境負荷の抑制 など

\* エコアクション21：全ての事業者が、環境への取組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインのこと。



## (1) 環境保全活動の実施状況

環境保全活動とは、地球温暖化対策や廃棄物対策、環境負荷対策、自然共生など、環境全般における保全・創出活動のことです。貴社の環境保全活動の実施状況について、以下の問いにお答え下さい。

### 問1 貴社の地球温暖化対策の取組みについて、お尋ねします。

深刻化する地球温暖化を防止するためには、エネルギーの消費をできるだけ抑制するなどの対策が重要です。過去1年間の取組み状況について、項目ごとに1~3のうち答えを1つずつ選んで、該当する番号に○をつけて下さい（○は1つ）。「該当しないまたは不可能」を選んだ場合は、可能であれば、その理由もあわせてお答え下さい。

また、今年の夏に特に頑張っており取り組んだ項目について、回答欄4に○をつけて下さい。

この他に行っている取組みがあれば、下欄にご記入下さい。

No.	項目	過去1年間の取組み状況			今夏特に 頑張っており 取り組んだ項目 (○は複数可)
		取り 組んだ	取り組ん でいない	該当しない または 不可能  3の理由	
①	室内温度を夏は28℃、冬は20℃を目安に温度を設定する	1	2	3	4
②	使用していないエリアは空調を停止する	1	2	3	4
③	日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する	1	2	3	4
④	省エネ型のエアコンに交換する	1	2	3	4
⑤	使用エリアの照明を半分程度引きする	1	2	3	4
⑥	使用していないエリア（会議室、廊下等）は消灯を徹底する	1	2	3	4
⑦	従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する	1	2	3	4
⑧	長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする	1	2	3	4
⑨	電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く	1	2	3	4
⑩	デマンド監視装置*を設置し、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する	1	2	3	4
⑪	近隣階への移動には階段を使用する	1	2	3	4
⑫	通勤・通学には公共交通機関、自転車を利用する	1	2	3	4
⑬	屋上緑化や緑のカーテンを導入する	1	2	3	4
⑭	環境改善・対策のための助成制度やアドバイザー制度を活用する	1	2	3	4

\* デマンド監視装置：刻々と変化する電気の使用量を常時監視し、管理目標として設定されたデマンド値（最大需要電力）を超過しないように警報やランプで知らせる装置のこと。

その他の地球温暖化対策の取組み

--

**問2** 貴社から発生する廃棄物の減量・リサイクルに対する取組みについて、お尋ねします。

資源の浪費や廃棄物の増大をできるだけ抑えていくためには、ものを大切に長く使うなどしてなるべくごみにしないことや、使用済みの製品や部品の再度の使用などが重要です。次の項目ごとに答えを1つずつ選んで、該当する番号に○をつけて下さい（○は1つ）。「該当しないまたは不可能」を選んだ場合は、可能であれば、その理由もあわせてお答え下さい。また、この他にしている取組みがあれば、下欄にご記入下さい。

No.	項目	実施中	検討中	取り組んでいない	該当しない または 不可能	4の理由
①	ゼロ・エミッション*に取り組んでいる	1	2	3	4	
②	製造過程など事業活動から廃棄物が少なくなるよう活動を見直している	1	2	3	4	
③	ガラスびんのリユース、資源の分別・拠点回収や生ゴミ等の廃棄物を堆肥化するなどのリサイクルに協力している	1	2	3	4	
④	ごみは許可のある廃棄物処理業者に委託して処理している	1	2	3	4	
⑤	ごみは事業系有料ごみ処理券を貼ったうえで家庭ごみと一緒に出している	1	2	3	4	

\* ゼロ・エミッション：製造工程等から排出される廃棄物を別の産業の再生原料として利用するなどして、全体での「廃棄物ゼロ」を目指す生産システムのこと。

その他の廃棄物の減量・リサイクルの取組み

**問3** 貴社の環境負荷対策・有害化学物質対策の取組みについて、お尋ねします。

工場・事業場や建設現場などから発生する騒音・振動は、周辺住民の生活の負担となる恐れがあります。また、有害化学物質の中には、適切な管理が行われない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのあるものがあります。次の項目ごとに答えを1つずつ選んで、該当する番号に○をつけて下さい（○は1つ）。「該当しないまたは不可能」を選んだ場合は、可能であれば、その理由もあわせてお答え下さい。また、この他にしている取組みがあれば、下欄にご記入下さい。

No.	項目	実施中	検討中	取り組んでいない	該当しない または 不可能	4の理由
①	事業活動に伴う騒音対策に取り組んでいる	1	2	3	4	
②	事業活動に伴う振動対策に取り組んでいる	1	2	3	4	
③	事業活動に伴う悪臭対策に取り組んでいる	1	2	3	4	
④	有害化学物質を適正に管理している	1	2	3	4	
⑤	リスク・コミュニケーション*に取り組んでいる	1	2	3	4	

\* リスク・コミュニケーション：化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を行政・事業者・国民・NGOなどのすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

その他の環境負荷対策・有害化学物質対策の取組み

**問4** 貴社の自然共生の取組みについて、お尋ねします。

地域の自然環境を保全する取組みとして、身近な緑の保全や、生態系に配慮した開発があります。次の項目ごとに答えを1つずつ選んで、該当する番号に○をつけて下さい（○は1つ）。「該当しないまたは不可能」を選んだ場合は、可能であれば、その理由もあわせてお答え下さい。また、この他にを行っている取組みがあれば、下欄にご記入下さい。

No.	項目	実施中	検討中	取り組んでいない	該当しない または 不可能	4の理由
①	樹木や生垣などの緑を保全している	1	2	3	4	
②	開発時に生態系への配慮をしている	1	2	3	4	
③	ビオトープ*を整備している	1	2	3	4	

\* ビオトープ：特定の生物が生存できるような、特定の環境条件を備えた空間のことをいい、具体的には池沼、湿地、草地、里山林等さまざまなタイプのビオトープがある。

その他の自然共生の取組み

**問5** 貴社の環境管理について、お尋ねします。

事業者がその運営や経営の中で環境に関する方針や目標を自ら設定し、環境保全に取り組むことを「環境管理」といいます。次の項目ごとに答えを1つずつ選んで、該当する番号に○をつけて下さい（○は1つ）。「該当しないまたは不可能」を選んだ場合は、可能であれば、その理由もあわせてお答え下さい。また、この他にを行っている取組みがあれば、下欄にご記入下さい。

No.	項目	実施中	検討中	取り組んでいない	該当しない または 不可能	4の理由
①	環境保全のための指針・ガイドラインを策定している	1	2	3	4	
②	環境マネジメントシステム*を構築している	1	2	3	4	
③	環境会計*の実施や環境報告書の作成をしている	1	2	3	4	
④	社員に対する環境教育を実施している	1	2	3	4	
⑤	環境問題に関する情報収集ならびに社内への情報提供をしている	1	2	3	4	
⑥	グリーン購入*を実施している	1	2	3	4	

\* 環境マネジメントシステム：組織や事業者が、自主的に環境保全に関する取組みを進めるための事業所内の体制や手続き等の仕組みのこと。代表的なものに、ISO14001、エコアクション21、エコステージなどがある。

\* 環境会計：企業等が、環境保全の取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組みのこと。

\* グリーン購入：市場に供給される製品・サービスの中から環境負荷が少ないものを優先的に購入すること。

その他の環境管理の取組み



**問6** 貴社の環境ビジネスへの取組みについて、お尋ねします。

環境問題をビジネスチャンスとして捉え、事業活動を通して、環境に配慮した製品・サービスの提供や、社会経済活動を環境配慮型のものに変えていくうえで役に立つ技術やシステム等を提供する事業者も存在します。

次の項目ごとに答えを1つずつ選んで、該当する番号に○をつけて下さい（○は1つ）。「該当しないまたは不可能」を選んだ場合は、可能であれば、その理由もあわせてお答え下さい。

また、この他にしている取組みがあれば、下欄にご記入下さい。

No.	項目	実施中	検討中	取り組んでいない	該当しない または 不可能	4の理由
①	環境に配慮した製品（製品の部品も含む）を製造している	1	2	3	4	
②	環境に配慮したサービスを提供している	1	2	3	4	
③	環境に配慮した商品（製品、サービス等）の情報を発信している	1	2	3	4	
④	東京都環境確保条例に基づく排出量取引に参加している	1	2	3	4	
⑤	京都メカニズム*に基づく排出量取引に参加している	1	2	3	4	
⑥	J-VER 制度*に基づくカーボンオフセットを活用している	1	2	3	4	

\*京都メカニズム：京都議定書で課せられた数値目標を達成するために利用することのできる経済的手法のこと。3つの手法があり、自国の排出量が排出枠を上回った場合に、外国から排出枠を購入できる「排出量取引」、外国で実施した温室効果ガス削減を自国の削減とみなすことができる「クリーン開発メカニズム（CDM）」、複数の国が共同で温室効果ガス削減を行った場合に得られた削減量を参加国で分け合うことができる「共同実施（JI）」がある。

\*J-VER 制度：環境省が平成20年11月に創設した、国内排出削減・吸収プロジェクトにより実現された温室効果ガス排出削減・吸収量をオフセット・クレジット（J-VER）として認証する制度のこと。温室効果ガス排出者は、CO<sub>2</sub>の吸収量を購入することで、その分の削減を果たしたとみなすことができる。

その他の環境ビジネスの取組み

--

**問7** 貴社の従業員及びその家族に対する環境教育について、お尋ねします。  
 職場および家庭での環境保全活動の推進のため、従業員に対して研修の実施や地域の環境保全活動への参加を通じた環境教育を行っている事業者も存在します。  
 次の項目ごとに答えを選んで、該当する番号に○をつけて下さい。

		項 目	
①	環境教育の実施状況 (○は1つ)	1	日常的に実施
		2	月に1回以上実施
		3	年に数回実施
		4	実施していない
		5	その他 ( )
②	環境教育の内容 ※①において、「1~3」を選択した 方のみお答え下さい。 (○は複数可)	1	自社の取組みに関する教育
		2	環境全般に関する教育
		3	野外活動
		4	その他 ( )
③	環境教育の実施形態 ※①において、「1~3」を選択した 方のみお答え下さい。 (○は複数可)	1	貴社独自で講習会等を開催
		2	社員向けのマニュアル等を作成・配布
		3	日常的な社員指導・啓発
		4	外部の講習会、体験講座等を活用
		5	地域の活動への参加
		6	複数社での合同開催
		7	その他 ( )

問 8 貴社では次の省エネルギー・新エネルギー設備を導入していますか。また、今後の導入についてどのように考えていますか。  
 なお、導入する予定がない場合は、その理由に○をつけて下さい。(○は1つ)

No.	項目	既に導入している	導入を検討している	導入する予定はない				
				価格が高いから	効果が分からないから	方法が分からないから	賃貸だから	必要性を感じないから
①	太陽光発電システム	1	2	3	4	5	6	7
②	太陽熱温水器	1	2	3	4	5	6	7
③	高効率型給湯器*	1	2	3	4	5	6	7
④	コージェネレーションシステム*	1	2	3	4	5	6	7
⑤	燃料電池*	1	2	3	4	5	6	7
⑥	遮熱性塗料・遮熱フィルム	1	2	3	4	5	6	7
⑦	断熱壁・断熱窓	1	2	3	4	5	6	7
⑧	LED 照明	1	2	3	4	5	6	7
⑨	エネルギーの利用効率化を図る機器 (省エネナビ* など)	1	2	3	4	5	6	7
⑩	エコカー (電気自動車、ハイブリッド自動車 等)	1	2	3	4	5	6	7
⑪	その他 ( )	1	2	3	4	5	6	7

\*印の項目については、次ページに用語解説があります。

問 9 問 8 で 1 つ以上の設備について「既に導入している」「導入を検討している」とお答えいただいた方にお聞きします。貴社は、どのような理由からその設備を導入しましたか (導入を検討していますか)。

設備 (問 8 選択肢から)	理由 (右記選択肢から)
記入例 ) ②	※いくつでも 4, 5

1. 地球温暖化対策に貢献したいから
2. 省エネルギー・新エネルギー設備の普及促進に貢献したいから
3. 災害時の非常用電源になるから
4. 光熱費を減らしたいから
5. 導入にあたって補助金を利用できるから
6. 設備の購入価格が下がってきたから
7. 売電収入が得られるから  
(固定価格買取制度が始まったから)
8. 家族・知人・販売店に勧められたから
9. その他 ( )

**用語解説**

- ・ **高効率給湯器**  
より少ないエネルギーでお湯を作ることができる給湯器です。(家庭用機器は「エコジョーズ」や「エコキュート」などと呼ばれています。)
- ・ **コージェネレーションシステム**  
発電機で「電気」を作るときに発生する「熱」も同時に利用して給湯や暖房に使うシステムです。(家庭用機器は「エコウィル」などと呼ばれています。)
- ・ **燃料電池**  
「水素」と「酸素」を化学反応させて、直接「電気」を発電する装置です。(家庭用機器は「エネファーム」などと呼ばれています。)
- ・ **省エネナビ**  
電気使用量を計測し、リアルタイムに表示する機器で、目に見えない電気使用量を金額に換算して見えるようにすることで、省エネ行動を促進する装置です。

**問 10** 貴社では過去に省エネ診断を受けたことがありますか。該当する番号に○をつけて下さい。

**用語解説** 省エネ診断とは

「省エネ診断」とは、技術専門家が直接事業所をお伺いして、電気やガス等の使用状況を診断し、省エネに関する提案や技術的な助言を行うものです。この診断は、東京都地球温暖化防止活動推進センターや一般財団法人省エネルギーセンターなどが無料で実施しています。

	受けたことがある	受けたことが無い
回答欄	1	2

**問 11** 貴社では、地域の環境保全や貴社のコスト削減などを目的に、今後省エネ診断を活用していきたいと思いませんか。該当する番号に○をつけて下さい。

	積極的に活用したい	活用したいと思わない	わからない
回答欄	1	2	3

(2) 北区環境基本計画に対するご意見

**問 12** 貴社が北区に望む環境保全に関する施策について、お尋ねします。  
該当する番号に3つまで○をつけて下さい。また、その他北区に望む環境保全に関する施策があれば、下欄にご記入下さい。

項目	回答欄
条例などによる規制、監視の強化	1
環境保全のための公的融資や補助金制度の充実	2
環境問題へ取り組むための事業者向け指針、ガイドラインの作成	3
資源リサイクルの推進のためのリサイクルシステムの整備・支援	4
事業所、行政、ボランティア団体、NPO、住民等の相互協力のできる環境づくり	5
環境問題に関する相談窓口の設置	6
環境にやさしい具体的な行動の事例や新技術など環境に関する情報の収集、提供	7
環境問題に取り組むための人材紹介や派遣	8
事業所、ボランティア団体、NPOの環境保全への取組みを評価する制度づくり	9
事業所の環境保全に関する取組みを住民等にPR	10

その他、北区に望む環境保全に関する施策

-----
-----

**問 13** 貴社が取り組まれている環境保全活動の中で、特に自慢できる取組み、先進的な取組み、他社の参考となる取組み、他社も参加可能な取組みなどがございましたら、以下にご記入下さい。

-----
-----



(3) 貴社について

問 14 貴社の事業形態についてお尋ねします。該当する番号に○をつけて下さい。

	事務所	店舗	工場	学校、専門学校	その他 ( )
回答欄	1	2	3	4	5

問 15 貴社の業種についてお尋ねします。該当する番号に○をつけて下さい。

1	農業、林業	11	不動産業、物品賃貸業
2	漁業	12	学術研究、専門・技術サービス業
3	鉱業	13	宿泊業、飲食サービス業
4	建設業	14	生活関連サービス業、娯楽業
5	製造業	15	教育、学習支援業
6	電気・ガス・熱供給業	16	医療、福祉
7	情報通信業	17	複合サービス事業
8	運輸業、郵便業	18	サービス業（他に分類されないもの）
9	卸売業、小売業	19	その他（ ）
10	金融業、保険業		

問 16 貴社の従業員数（パート、アルバイトなどを含む）は何人ですか。該当する番号に○をつけて下さい。

	5～9人	10～19人	20～29人	30～99人	その他 ( )人
回答欄	1	2	3	4	5

問 17 貴社は北区で営業・操業なさって何年になりますか。該当する番号に○をつけて下さい。一時的に北区以外に移転されていた場合については、北区内操業の合計年として下さい。

	2年未満	2～5年未満	5～10年未満	10～20年未満	20年以上
回答欄	1	2	3	4	5

アンケート調査は以上になります。ご協力ありがとうございました。

## 東京都北区環境基本条例

平成一八年三月二八日

条例第三号

## 目次

## 前文

## 第一章 総則（第一条～第八条）

## 第二章 環境の保全に関する基本的施策等

## 第一節 環境基本計画（第九条）

## 第二節 区が講ずる環境の保全のための施策等（第十条～第二十一条）

## 第三節 国及び都その他の地方公共団体との協力等（第二十二条～第二十四条）

## 第四節 環境審議会（第二十五条）

## 第三章 雑則（第二十六条）

## 付則

北区は、荒川の水辺や崖線のみどりに恵まれ、また、江戸時代からの桜の名所である飛鳥山をはじめとして豊かな歴史と文化遺産を有し、これらが私たちにうるおいとやすらぎのある良好な環境をもたらしている。

しかし、物質的に豊かで便利な生活やそれを支える産業活動、都市化の進展は、北区でも大気汚染や化学物質による環境汚染、ヒートアイランド現象など様々な環境問題を発生させ、さらには地球温暖化やオゾン層の破壊、野生生物種の減少など、国を超えた規模での環境破壊を進行させている。

私たちは、快適で良好な環境を享受する権利を有するとともに、かけがえのない北区と青い地球を将来の世代に引き継いでいく責務がある。

そのために、私たち一人ひとりが地球に生きる一員としての自覚を持ち、環境負荷低減に努めるとともに、区民、事業者、民間団体及び区が協働で環境活動に取り組むことにより、すべての息づくものが共生できる環境を目指して、ここに、この条例を制定する。

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、区民、事業者、民間団体及び区の責務及び協働の取組を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与することを目的とする。

## （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- 二 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる負の影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 三 公害 事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- 四 循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が再び資源として適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- 五 民間団体 環境活動を行うNPO、ボランティア団体等をいう。

## （基本理念）

第三条 環境の保全は、区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の区民へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを目的として、すべての者の自主的かつ積極的な取組によつて適切に推進されなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く係わっていることにかんがみ、すべての者が地球環境の保全を自らの課題として認識し、地球環境問題への貢献をするため、すべての活動において推進されなければならない。

4 区民、事業者、民間団体及び区は、自ら環境の保全を推進するとともに、協働して地域及び地球全体の環境の保全に努めなければならない。

(区の責務)

第四条 区は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

一 公害の防止に関すること。

二 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。

三 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。

四 人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。

五 良好な景観、地域環境美化等に関すること。

六 みどりの保護及び育成に関すること。

七 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。

八 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 区は、基本理念にのつとり、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(区民の責務)

第五条 区民は、基本理念にのつとり、日常生活において環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、区民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのつとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物の原材料の選定から製造、販売、使用及び廃棄までの各段階において環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(民間団体の責務)

第七条 民間団体は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(年次報告)

第八条 区長は、毎年度、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況の報告書を作成し、公表するものとする。

第二章 環境の保全に関する基本的施策等

第一節 環境基本計画

(環境基本計画)

第九条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、北区環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 環境の保全に関する目標
  - 二 環境の保全に関する施策の方向
  - 三 環境の保全に関する行動及び配慮の指針
  - 四 前三号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項
- 3 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、区民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第二十五条に規定する東京都北区環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 区長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

#### 第二節 区が講ずる環境の保全のための施策等

##### (環境基本計画との整合)

第十条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

##### (新規事業の環境配慮)

第十一条 区は、新規事業を計画し、及び実施するに当たっては、その事業の計画段階から、環境の保全について適切な配慮をしなければならない。

##### (循環型社会形成の推進)

第十二条 区は、循環型社会の形成を推進するため、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

##### (公共施設の整備)

第十三条 区は、公共施設の整備に当たっては、環境の保全に資する必要な措置を講ずるものとする。

##### (環境教育及び環境学習の推進)

第十四条 区は、区民、事業者及び民間団体が環境の保全についての理解を深められるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

##### (区民等の環境の保全に関する活動の促進)

第十五条 区は、区民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

##### (誘導的措置)

第十六条 区は、区民、事業者及び民間団体が環境への負荷の低減を図るために適切な措置をとることとなるよう誘導するため、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (情報の収集及び提供)

第十七条 区は、環境に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するよう努めるものとする。

##### (区民等の意見の反映)

第十八条 区は、区民、事業者及び民間団体の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

##### (調査の実施)

第十九条 区は、環境の保全に関する施策の適正な推進を図るため、環境に関する必要な調査を実施するものとする。

##### (監視等の体制の整備)

第二十条 区は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

##### (財政上の措置)



第二十一条 区は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第三節 国及び都その他の地方公共団体との協力等

(国及び都その他の地方公共団体との協力)

第二十二条 区は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び都その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(国際協力)

第二十三条 区は、環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(区民等との協働の組織の整備)

第二十四条 区は、環境の保全に関し、区民、事業者及び民間団体と協働して取り組むための組織を整備するものとする。

#### 第四節 環境審議会

(環境審議会)

第二十五条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十四条の規定に基づき、区長の附属機関として東京都北区環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 環境基本計画等環境計画の策定、推進及び改定に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、環境の保全について学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）、区民、事業者、民間団体、区議会議員及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員十八人以内をもって組織する。

5 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 特別な事項又は専門的な事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、学識経験者、区民及び区職員のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

8 臨時委員は、当該特別な事項又は専門的な事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

#### 第三章 雑則

(委任)

第二十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(東京都北区みどりの条例の一部改正)

2 東京都北区みどりの条例（昭和六十年九月東京都北区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第五章 緑化推進審議会（第二十二條）

第六章 雑則（第二十三條—第二十六條）

を「第五章 雑則（第二十二條—第二十五條）」に改める。

第五章を削る。

第六章中第二十三條を第二十二條とし、第二十四條から第二十六條までを一条ずつ繰り上げる。

第六章を第五章とする。

## 東京都北区環境審議会規則

平成一八年三月二八日

規則第一〇号

改正 平成二二年 三月二三日規則第二一号

平成二三年 三月 七日規則第九号

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区環境基本条例（平成十八年三月東京都北区条例第三号。以下「条例」という。）第二十五条の規定に基づき、東京都北区環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議会の組織)

第二条 条例第二十五条第四項に規定する審議会の委員の構成は、次のとおりとする。

- 一 学識経験を有する者 七人以内
- 二 区民、事業者及び民間団体 七人以内
- 三 区議会議員 四人

(会長及び副会長)

第三条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の過半数で決したときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第五条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもつて組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則（平成二二年三月二三日規則第二一号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則（平成二三年三月七日規則第九号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

平成 25 年 9 月 11 日  
生活環境部 副参事  
(地域美化・みどり担当)

## 緑の創出に向けた緑化基準の改正について

### 1 要 旨

北区ではこれまでも、敷地面積 300㎡以上の土地について緑化基準を定め、みどり豊かな、潤いのある環境の実現を図ってきたところである。

都市におけるみどりの役割が今まで以上に期待される中、過去 3 年間の北区での緑化完了届及び他区の緑化制度を分析した。

結果、下記の通り「東京都北区みどりの条例施行規則」を改正することとした。

### 2 規則改正の骨子

(1) 地上部の緑化基準を次表の通り改訂し、緑化率を増やすことで緑の創出を図る。

北区の緑化基準（抜粋）

用途地域	緑 化 面 積	
	現 行	改 正 後
近隣商業地域 商業地域	敷地面積の 4%以上の面積 (防火地域は、2%以上)	敷地面積の 5%以上の面積 (防火地域は、3%以上)
上記以外の 用途地域	敷地面積の 8%以上の面積	敷地面積の 10%以上の面積

(2) 接道部の緑化が困難な場合は地上部への振替により、地上部の緑化が緑化基準に満たないものに対しては、屋上緑化への振替を積極的に促すことにより、緑化基準未達成による緩和措置を解消する仕組みにした。

イ 接道部緑化の不足部分には、不足メートル数に 0.6メートルの奥行きを掛け、平米数として地上部への振替を実施する。

ロ 地上部の不足平米数は屋上及び壁面への振替を実施する。

ハ 地上部などの緑化が困難な場合は駐車場の芝生やタマリユウなどの多年草を認め、緑化面積として認定する。また、メッシュフェンス等による囲いの内側の植栽も接道部緑化と認め、緑化率の算定に組み込む。

### 3 改正の経過・今後の予定

4月～9月 北区ホームページ、北区ニュースなどで周知

10月1日 改正「東京都北区みどりの条例施行規則」の施行